

異動 内容	手続内容	必要なもの	備考
転入	<p>【介護保険被保険者証】 伊予市の介護保険被保険者証をお渡しします。</p> <p>【前住所地で要介護認定を受けていた方】 前住所地の要介護認定を引き継ぎます。介護保険被保険者証と負担割合証を後日、ご自宅へお送りいたします。転入後すぐにサービスを利用される方は、居宅サービス計画作成の届出が必要です。（ケアマネージャーさんにご相談ください。）</p> <p>【介護保険料】 後日、ご自宅へ納付書をお送りいたします。</p> <p>【介護保険負担限度額認定証】 伊予市で申請が必要です。</p>	介護保険受給資格証明書（あれば）	住所地特例対象施設へ転入される方は、転入後も保険者は前住所地のままです。
転居 (市内の異動)	<p>【介護保険被保険者証】【介護保険負担割合証】【介護保険負担限度額認定証】 現在お持ちの証と、住所変更後の証と差し替えます。</p>	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証（あれば） 介護保険負担限度額認定証（あれば）	
転出	<p>【介護保険被保険者証】【介護保険負担割合証】【介護保険負担限度額認定証】 回収します。（新しい住所地で発行するため）</p> <p>【介護保険料】 資格喪失日の前月までの保険料を計算し、還付または追加の納付書を後日、新しい住所地へお送りいたします。（還付の場合、後日申請いただいた口座へ入金となります。）</p>	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証（あれば） 介護保険負担限度額認定証（あれば） 通帳、認印（保険料還付の場合）	住所地特例対象施設へ転出される方は、転出後も保険者は伊予市のままです。
死亡	<p>【介護保険被保険者証】【介護保険負担割合証】【介護保険負担限度額認定証】 回収します。</p> <p>【介護保険料】 資格喪失日の前月までの保険料を計算し、還付または追加の納付書を後日、相続人代表様へお送りいたします。（還付の場合、後日申請いただいた相続人代表様の口座へ入金となります）</p> <p>【高額介護サービス費】【高額医療合算介護サービス費】 法定相続の方が申請することができます。通常の申請に必要なものとは別に、戸籍謄本または抄本が必要になります。※ただし、住民基本台帳上の同一世帯員である法定相続人による申請の場合は不要です。</p>	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証（あれば） 介護保険負担限度額認定証（あれば） 相続人代表様の通帳、認印	